

# 第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向

## 1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析ならびに函館市民（以下「市民」という。）および医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制の整備や予防計画、特定感染症予防指針に基づく取り組みを通じて、普段から感染症の発生予防およびまん延防止に重点を置いた事前対応型の行政として取り組むことが重要となります。

また、連携協議会に参画し、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時から感染症の発生およびまん延を防止していくための取組について、関係者が一体となってPDCAサイクル<sup>\*1</sup>に基づく改善を図り、実施状況について検証します。

## 2 市民個人個人に対する感染症の予防および治療に重点を置いた対策

医学・医療の進歩等により、多くの感染症の予防・治療が可能になってきたため、感染症の発生状況や動向、原因に関する情報を収集・分析し、その分析結果に基づいた感染症の予防や治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民個人個人における予防と感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる感染症対策の推進を図ることが重要となります。

## 3 人権の尊重

- (1) 感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置が取られた場合には、早期に社会復帰できる環境の整備に努めます。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護に十分留意します。また、感染症に対する差別や偏見を解消するため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めます。

---

※1 Plan-Do-Check-Act cycle のこと。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（確認）→ Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

## 4 健康危機管理の観点に立った体制の構築

感染症は、周囲へまん延する可能性があることから、市民の健康を守るための危機管理（以下「健康危機管理」という。）の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。このため、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、予防計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画の策定およびその周知を通じ、健康危機管理体制を構築します。

## 5 本市の果たすべき役割

- (1) 本市は、地域の特性に配慮しつつ、道と連携して、感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに感染症の患者等の人権を尊重し、次に掲げる施策を推進します。
  - ア 発生予防およびまん延防止のための施策
  - イ 正しい知識の普及、情報の収集・分析および公表
  - ウ 調査・研究
  - エ 人材の養成・資質の向上および確保
  - オ 迅速かつ正確な検査体制の整備
  - カ 社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備
- (2) 本市は、市立函館保健所を地域における感染症対策の中核的機関として、また、函館市衛生試験所（以下「衛生試験所」という。）を感染症の技術的かつ専門的な機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に進めます。
- (3) 本市は、道内で複数の保健所にわたる広域的な感染症患者の発生や感染症のまん延のおそれがあるときには、道および近隣の保健所と連携して感染症対策を行うとともに、情報の収集・分析・提供や医療提供に係る協力など、相互に必要な役割を果たします。
- (4) 本市は、複数の都府県等（都府県、保健所を設置する市および特別区をいう。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の県市や、人および物資の移動に関して関係の深い都府県等と相互に協力しながら感染症対策を行います。また、このような場合に備えるため、道と連携を図りながら、これらの都府県等との協力体制についてあらかじめ協議を行います。
- (5) 本市は、法第36条の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症

等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所および検査の対応能力の構築を進めます。

## 6 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに、偏見や差別をもって感染症の患者やその家族、それらの患者等と接する機会の多い職業の従事者等の人権を損なわないよう努めることが重要となります。

## 7 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で道および本市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解のもとに良質かつ適切な医療を提供するよう努めることが重要となります。
- (2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設<sup>※2</sup>等の開設者等は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要となります。
- (3) 保険医療機関または保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、道が講ずる措置に協力することが重要となります。特に法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等、地域医療支援病院および特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症発生等の公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、道が通知する医療の提供等の事項について、措置を講ずることが重要となります。

## 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の果たすべき役割

歯科医療機関の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で道および本市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めることが重要となります。

---

※2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

## 9 薬局の果たすべき役割

薬局の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で、薬学的管理（薬剤服用歴の管理，服薬状況や副作用の把握等）や患者への適切な服薬指導などに努めることが重要となります。

## 10 訪問看護事業所の果たすべき役割

訪問看護事業所の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で道および本市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めることが重要となります。

## 11 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で道および本市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めることが重要となります。
- (2) 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物およびその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識および技術の習得，動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めることが重要となります。

## 12 予防接種の推進

予防接種は、感染源対策，感染経路対策および感受性対策からなる感染症の予防対策の中で，主として感受性対策を担う非常に重要なものです。このため，ワクチンの有効性や安全性，副反応等に関する正しい知識の普及を進め，市民の理解を得ながら，適切な予防接種の推進に努めます。